

審査TF 今年度の成果と次年度の取組

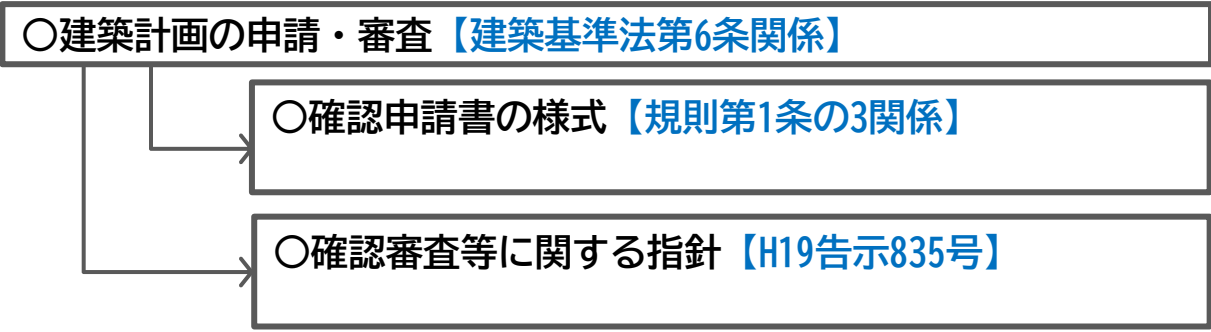
令和7年3月18日

取組の概要

2025年度中のBIM図面審査の開始に向けた成果（案） 2501更新版

■ ガイドライン・マニュアル、各種ツールの位置づけ

国
交
省



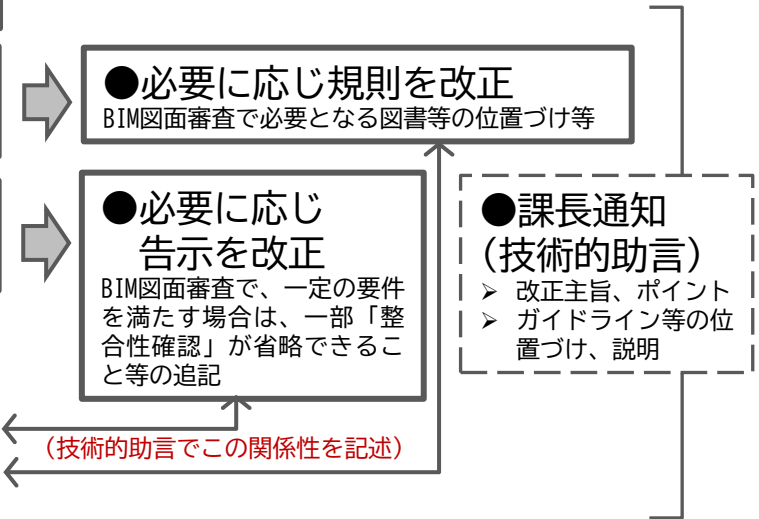
建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン[イ-1]
➢ BIM図面審査の概要、入出力基準及び申告書、審査環境、申請・審査の手順、留意事項を示したもの

別紙
(実施ツール)

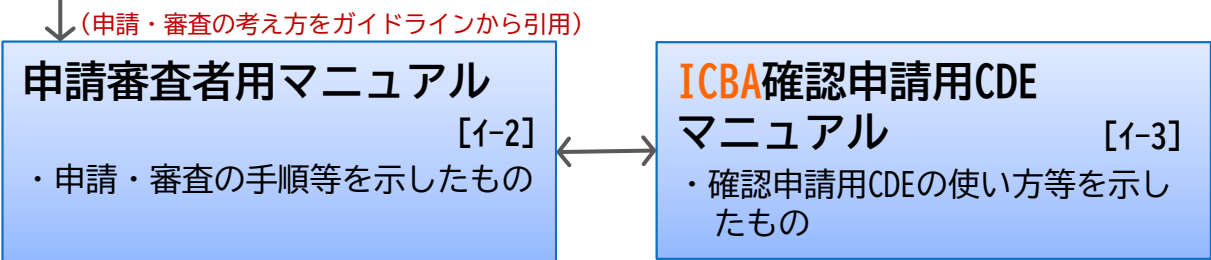
入出力基準[イ-4①]
・ BIM図面審査で用いる、BIMデータの作成等に関する基準

申告書[※][イ-4②] ※「設計者チェックリスト」を名称変更
・ BIM図面審査で用いる、入出力基準に従い図書の作成等を行ったことについて、設計者が申告を行う書類

確認申請図書表現標準[イ-5]
・ BIM 由来の PDF 図書について使用を推奨する図表現の標準



(参考テンプレートの位置づけをガイドラインに記述)



支援ツール[イ-4③] (部会・関係団体等が公開)

参考テンプレート

サンプルモデル等

ソフトウェアごとの用語読み替え表

1. 建築確認におけるBIM図面審査 ガイドライン（案）について

1. 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（案）について

R5年度までの検討成果をもとに素案を作成、意見照会を経てガイドライン（案）のとりまとめを行った。

建築確認におけ
BIM 図面審査ガイド
(案)

令和7年3月

建築 BIM 推進会議 第 1 回

目次	
1 はじめに.....	1
1-1 背景.....	1
1-2 ガイドラインの目的.....	2
1-3 用語の定義.....	3
1-4 適用範囲.....	3
2 BIM 図面審査の概要.....	3
2-1 BIM 図面審査の定義.....	3
(1) 提出物.....	3
(2) 申請および審査の手順.....	3
(3) 審査期限.....	3
(4) 審査の範囲.....	3
(5) 整合性確認の省略.....	3
2-2 BIM 図面審査の効果.....	3
3 入力基準、設計者チェックリストおよび.....	4
3-1 入力基準.....	4
3-2 設計者チェックリスト.....	4
3-3 BIM 図面審査における確認申請図書と.....	4
4 審査期限.....	4
○BIM 図面審査の審査期限について.....	4
5 申請および審査の手順.....	4
STEP 1 申請図書作成→申請.....	4
○確認申請書 1～6 面作成・提出.....	4
○申請図書（図面）作成・提出.....	4
○設計者チェックリストの作成・提出.....	4
STEP 2 仮交付.....	4
○審査、指摘事項の送付、図書の補正等.....	4
STEP 3 交付・指摘対応.....	4
○交付.....	4
○審査者.....	4
○審査結果の連絡・指摘事項の送付（補正）.....	4
○図書の補正等.....	4
STEP 4 適合性判定.....	4
○適合性判定.....	4
STEP 5 防偽回避・確認証送付・図書保.....	4
○防偽回避.....	4
6-1 BIM 図面審査の.....	5
○適合性判定.....	5
○図書保証の送付.....	5
○図書保.....	5
STEP 6 施工・工事監理・.....	5
○施工・工事監理・.....	5
6 留意事項.....	5
6-1 BIM 図面審査の.....	5
○分野別の申請について.....	5
○対象変更および軽微.....	5
6-2 BIM 図面審査の.....	5
○対象となる BIM 図.....	5
○加算の要否とその利.....	5
○OPDF 形式の図面.....	5
○OIFC データへの変換.....	5
○図書の補正等について.....	5
6-3 BIM 図面審査の.....	5
○OIFC データおよび.....	5
○モデル閲覧の要否.....	5
○OIFC データに不備が.....	5
○OIFC データの検証に.....	5
○ネイティブデータ.....	5
6-4 BIM 図面審査の.....	5

○適合性判定	10
○確認済証の交付	10
○図書保存	10
STEP 6 施工・工事監理・中間検査・完了検査	10
○施工・工事監理・中間検査・完了検査	10
6 留意事項	12
6-1 BIM 図面調査の対象について	12
○分野別の申請について	12
○計画変更および軽微変更の申請について	12
6-2 BIM 図面調査の申請図書の作成について	12
○対象となる BIM ソフトウェアについて	12
○加筆の可否とその特定方法について	12
○PDF 形式の図面データへの変換方法およびデータのルールについて	13
○IFC データの変換方法および IFC データのルールについて	13
○図書の補正等について	13
6-3 BIM 図面調査の調査について	14
○IFC データおよび PDF データが、同時に BIM データから出力されたことの確認について	14
○モデル間の整合 方法・範囲について	14
○IFC データに不備がある場合の取り扱いについて	14
○IFC データの疑念により疑義が生じた場合の取り扱いについて	14
○ネイティブデータ利用の可否について	15
6-4 BIM 図面調査の図書保存について	15
○審査済データの保存期間について	15
○設計者チェックリストの保存について	15
○IFC データの保存留意・方法等について	15

「建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン」

0. 目次

1. はじめに

- ・ガイドラインの背景や目的、用語の定義、適用範囲

2. BIM図面審査の概要

- ・BIM図面審査の定義として、提出物や審査の手順等の概要（詳細な記載は別の章）
- ・BIM図面審査のポイントである、整合性確認の省略について

3. 入出力基準、設計者チェックリストおよび確認請 図書表現標準

- ・BIM図面審査の主要なツールに関する概要

4. 審查環境

- ・BIM図面審査に求められる審査環境

5. 申請および審査の手順

- ## ・具体的な申請・審査のステップごとの手順

6. 留意事項

- ・BIM図面審査におけるポイント

赤字：検討中項目

1. 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（案）について

ガイドラインのポイント①

2025.3.18	
1 2 BIM 図面審査の概要	
2 2-1 BIM 図面審査の定義	
3 BIM 図面審査とは、BIM データから出力された図	
4 審査の方法をいう。	
5 入出力基準に従って作成された BIM データから出	
6 の整合性確認を一部省略するほか、審査の参考とし	2025.3.18
7 確認のための申請・審査を効率的に行うことができ	
8 (1) 提出物	1 (4) 審査の範囲
9 ・施行規則第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条	2 従前の建築確認における審査と同様に、図面に明示された事項に基づき審査を行うもの
10 (図面及び書類) の電子データ	3 とする。そのため、図面に明示されていない情報 (IFC データのみに含まれる情報) に基
11 ✓ 施行規則第 1 条の 3 第 1 項に定める別	4 づいた判断は行わない。(→6-3 BIM 図面審査の審査について)
12 表 1 (図面)	
13 ✓ 入出力基準に従って作成されたネイテ	5 (5) 整合性確認の省略
14 ーデータ (以下「BIM 由来の PDF 図書」と	6 入出力基準に従って作成された BIM 由来の PDF 図書に関しては、当該基準に応じて整
15 ✓ BIM ソフトウェア以外のソフトウェア	7 合性が確保される図書の記載事項について、整合性確認を省略することができる。
16 「BIM 由来でない PDF 図書」という。	8 整合性確認を省略することができる対象は、申告書に基づき確認するものとし、審査者
17	9 は、入出力基準に従って BIM データが作成されたことを確認することは要しない。
18 PDF 形式の図書は、施行規則第 1 条の 3	10 なお、整合性確認の省略の対象は、省略による効果、BIM の機能、設計者の負担の程度
19 たものとする。	11 を考慮して設定しており、対象の範囲は、今後の検討により拡大することがあるが、個別
20 ・IFC データ	12 の設計者・審査者の判断による省略対象範囲の拡大は認めない。
21 BIM 由来の PDF 図書を出力したネイティ	13
22 ーデータ。	14 2-2 BIM 図面審査の効果
23 ・申告書の電子データ	15 BIM 図面審査により期待される効果は、以下が想定される。
24 ・各種計算書の電子データ	16 (共通の効果)
25 ・その他必要書類等の電子データ	17 ・BIM モデルから図面を作成することによる整合性の向上
26	18 ・確認申請用 CDE の活用による申請/指摘等のコミュニケーションの円滑化
27 (→6-1 BIM 図面審査の申請にかかる図書の	19 (主に設計者における効果)
28 (2) 申請および審査の手順	20 ・確認の申請にかかる図書作成の効率化
29 (→5 申請および審査の手順)	21 (主に審査者における効果)
30 (3) 審査環境	22 ・3D モデルの閲覧による申請建築物等の形状理解の向上
31 (→4 審査環境)	23 ・確認の申請にかかる図書表現の統一による審査の効率化
	24 ・整合性確認の省略による審査の効率化
	25

2. BIM図面審査の概要

○BIM図面審査の定義

・提出物：申告書・PDF形式の図書・IFCデータ等

・PDFデータに基づき審査を行う。

・IFCデータのみによる審査は行わない。

・入出力基準に従ってBIMデータを作成し、設計者が申告書に基づき申告を行うことにより、一部の整合性確認の省略を行うことができる。

※確認申請書の鑑を、「確認申請書 1～6 面」と記載

※BIMにより作成された図書と、それ以外の図書を「BIM由来の図書」「BIM由来でない図書」として書き分け

1. 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（案）について

ガイドラインのポイント②

2025.3.18

4 審査環境

○BIM 図面審査の審査環境について

BIM 図面審査の審査環境は、ICBA 電子申請受付システム及び ICBA 確認申請用 CDE の審査環境を標準とする。

ICBA 電子申請受付システムは、建築士・建築士事務所の登録情報閲覧システムとの連携や特定行政庁への通知・報告配信システムと連携機能を備えていることから、確認申請及び確認済証の交付等は ICBA 電子申請受付システムで行い、IFC データの閲覧および PDF 図書による審査は ICBA 確認申請用 CDE で行う。

また、ICBA 確認申請用 CDE は、審査機関が独自に運用している電子申請システム等との連携が可能なものとして開発されており、当該環境を用いて BIM 図面審査を行うこともできる。

なお、別に整備したこれと同等の審査環境によることもできる。審査環境に求める要件は別途定める。

4. 審査環境

○BIM図面審査の審査環境

- ・国交省が整備、ICBAが運用するICBA電子申請受付システムと、ICBA確認申請用CDEをBIM図面審査における標準の審査環境とする。

- ・ICBA電子申請受付システムは、BIM図面審査だけでなく電子申請にも用いられ、建築士および建築士事務所の登録情報閲覧システムや特定行政庁への配信システムとの連携が可能

- ・ICBA確認申請用CDEは、上記の受付システムと連携し、BIM図面審査で必要となるIFCデータの閲覧等を可能にしている。

- ・各機関等が、上記によらない審査環境を用いて審査を行うことも可能
(その場合に審査環境に求められる条件について検討中)

赤字：検討中項目

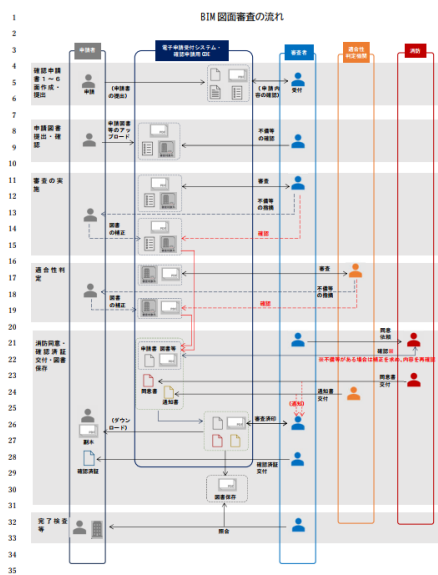
1. 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（案）について

ガイドラインのポイント③

2025.3.18	
5 申請および審査の手順	
申請および審査の手順を その他の記載については 4 場合の確認申請の手順の 画通知の場合は適宜読み替	2025.3.18
STEP 1 申請図書作成～申 ○確認申請書 1～6 面 ・申請者は、確認申請	1 申請として取り扱う。（～6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データに不備がある 2 場合の取り扱いについて） 3 また、整合性確認の省略の申告を行わない場合も、BIM 図面審査の要件に適合しないた め、チェックリストの内
○申請図書（図面）作 ・設計者は、入出力基 作成し、BIM ソフト ※入出力基準に従っ る。（～2-1 入出 ・申請図の基となった ※PDF 形式の図書デ ータが、同時に ・PDF 形式の図書およ	1 申請として取り扱う。（～6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データに不備がある 2 場合の取り扱いについて） 3 また、整合性確認の省略の申告を行わない場合も、BIM 図面審査の要件に適合しないた め、チェックリストの内 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36
○審査結果の連絡・指摘事 ・審査者は、図書等に不備	1 申請として取り扱う。（～6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データに不備がある 2 場合の取り扱いについて） 3 また、整合性確認の省略の申告を行わない場合も、BIM 図面審査の要件に適合しないた め、チェックリストの内 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36
STEP 2 仮受付 ○審査、指摘事項の通 ・仮受付を行う場合、 補正等を実施する。 （～6-3 BIM 図面	1 申請として取り扱う。（～6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データに不備がある 2 場合の取り扱いについて） 3 また、整合性確認の省略の申告を行わない場合も、BIM 図面審査の要件に適合しないた め、チェックリストの内 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36
STEP 3 受付・指摘対応 ○受付 ・審査者は提出図書に に適合するか確認を この際、IFC データ 受は行わず、申請者	1 申請として取り扱う。（～6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データに不備がある 2 場合の取り扱いについて） 3 また、整合性確認の省略の申告を行わない場合も、BIM 図面審査の要件に適合しないた め、チェックリストの内 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36
STEP 4 適合性判定 ○適合性判定 ・適合性判定機関は、確認 結果を通知する。 ・申請者（設計者）は指摘 については、追加説明書の作 提出する。	1 申請として取り扱う。（～6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データに不備がある 2 場合の取り扱いについて） 3 また、整合性確認の省略の申告を行わない場合も、BIM 図面審査の要件に適合しないた め、チェックリストの内 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36
STEP 5 消防同意・確認済証交付・図 ○消防同意 ・審査者は、確認に係る建築物の工 （以下、「消防長等」という。）に ・消防長等は、図書を確認し、審査 ・消防同意で図書の補正等が生じた を通知した図書消防長等に ・消防長等は、補正等が完了した場	1 申請として取り扱う。（～6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データに不備がある 2 場合の取り扱いについて） 3 また、整合性確認の省略の申告を行わない場合も、BIM 図面審査の要件に適合しないた め、チェックリストの内 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36
○適合性判定 ・適合性判定機関は適合判定通知書 ○確認済証の交付 ・審査者は消防同意および過半数の通 ・申請者は交付済図書をダウンロード （～6-4 BIM 図面審査の図書保 存）	1 申請として取り扱う。（～6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データに不備がある 2 場合の取り扱いについて） 3 また、整合性確認の省略の申告を行わない場合も、BIM 図面審査の要件に適合しないた め、チェックリストの内 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36
STEP 6 施工・工事監理・中間検査・工 ○施工・工事監理・中間検査・完了 ・施工者、工事監理者は図本と、審 ・審査者は保存された正本を用いて ※IFC データは審査済図書には含まれ	1 申請として取り扱う。（～6-3 BIM 図面審査の審査について ○IFC データに不備がある 2 場合の取り扱いについて） 3 また、整合性確認の省略の申告を行わない場合も、BIM 図面審査の要件に適合しないた め、チェックリストの内 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36

5. BIM図面審査の申請・審査手順について
・BIM図面審査における標準的な申請・審査手順を定める

・適合性判定への活用とその手順について検討中



赤字：検討中項目

1. 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（案）について

ガイドラインのポイント④

2025.3.18

6 留意事項

6-1 BIM 図面審査の対象について

○分野別の申請について

BIM 図面審査の適用範囲については、設計者チェックリストにより申告するものとする。そのため、意匠・構造・設備など、それぞれの分野単独で BIM 図面審査として申請することが可能である。

この場合、BIM 図面審査の対象となる分野の図書については、BIM データを作成して当該 BIM データから出力された PDF および IFC データを提出し、その他の分野については BIM 由来でない PDF 図書として PDF 形式の図書を提出することとする。

○計画変更および軽微変更の申請について

BIM 図面審査は、計画変更および軽微変更にも適用が可能である。前項の申請により対応が異なるため、以下の事項に留意されたい。

□前項が BIM 図面審査の場合、計画変更および軽微変更についても同様に BIM 図面審査として申請が可能である。

・前項の BIM データを修正して作成し、変更前後の図書とともに BIM データから出力された場合は、変更後の図書における整合性確認の省略に加え、変更にかかる図書とそれ以外の図書間における整合性確認の省略について申告が可能となる。

□前項が BIM 図面審査でない場合、以下の条件に基づき BIM 図面審査としての申請が可能である。

・変更後の図書を BIM データから出力した場合、変更後の図書間における整合性確認の省略について申告が可能となる。

6-2 BIM 図面審査の申請にかかる図書の作成について

○対象となる BIM ソフトウェアについて

BIM 図面審査において、BIM 由来の PDF 図書を作成することができる BIM ソフトウェアは、入出力基準を満たした入出力が可能であり、当該 BIM データから PDF 形式の図書および IFC データの出力が可能なソフトウェアとする。BIM 由来でない PDF 図書の作成にかかるソフトウェアについてはその限りでない。

○加筆の要否とその特定方法について

PDF 形式の図書による BIM 図面審査においては、PDF 形式の図書の記載事項が、BIM モデルに由来する各図面において共通化された情報であるか、各図面に対し文字や数値等の情報として付加された情報（2次元加筆）かどうかにより、図面間の整合性の確保のされやす

12

補正時の提出データについて、修正時は原則として BIM データを修正し、BIM データからの PDF 形式の図書および IFC データの出力を行う。提出の際は PDF 形式の図書および IFC データの再提出が必要となる。

PDF 形式の図書については、修正範囲のみの提出でよい。また、IFC データについても、データが分割されている場合などは修正範囲のデータのみ提出でよい。

設計者チェックリストについては、指摘や修正にともない、設計者チェックリスト記載の内容に変更があった場合は再提出とするが、内容に変更がない場合はその限りでない。

13

6. 留意事項

○BIM図面審査の対象について

- ・分野別の申請（意匠のみ、構造のみなど）も可
- ・計画変更・軽微変更等への利用も可
（前項がBIM図面審査か、そうでないかにより整合性確認省略の対象とできる範囲が異なる）

○BIM図面審査の申請図書の作成について

- ・BIM図面審査の対象となるBIMソフトウェアについて、入出力基準に従ったデータの作成、PDF形式の図書、IFCデータの書き出しができることを条件とし、ソフトウェア名の特定は行わない。

○BIM図面審査の申請図書の作成について

- ・2D加筆については、整合性確認の省略を行う図書・項目においては行うことができない。
- ・2D加筆を行った場合、当該項目、もしくは図書すべてを整合性確認の項目から除外する。あるいは、2D加筆部分を特定し、それ以外の部分について整合性確認の省略対象とすることができる。
- ・PDFデータについて、BIMソフトウェアから変換すること、ベクター形式とすることを求める。ファイルの分割やファイル名のルールについては定めない。
- ・IFCデータについて、BIMソフトウェアから変換すること、IFCのバージョンに関するルールを定める。ファイルの分割は可とするが、重ね合わせが可能なものとする。
- ・IFCデータのバージョンについて、IFC2×3を原則としているが、設備利用標準を加えるか検討中
- ・図書の補正対応時には、原則としてBIMデータの修正によるものとし、修正したPDF形式の図書に加え、修正範囲のIFCデータの再提出を求める。

赤字：検討中項目

1. 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（案）について

ガイドラインのポイント⑤

2025.3.18

6-3 BIM 図面審査の審査について

○IFC データおよび PDF データが、同時に BIM データから出力されたことの確認について
BIM 由来の PDF 図書及び IFC データが、同一の BIM データから同時に
書き出されたものであることの確認とは、変更の加えられていない同一のデータから
BIM 由来の PDF 図書および IFC データがともに変換されていることを、設計者の申告に基

2025.3.18

○ネイティブデータ利用の可否について

BIM 図面審査において、ネイティブデータの活用は想定していない。
なお、申請者および審査者の協議によりネイティブデータを活用し、合理的に審査を行う
ことは妨げない。

6-4 BIM 図面審査の図書保存について

○交付済データの保存環境について

保存の対象は PDF 形式の図書であり、保存環境については各機関の判断によるものとす
る。

○設計者チェックリストの保存について

図書の一部として保存を求める。

○IFC データの保存要否・方法等について

IFC データは審査対象でないことから、法定保存の対象としない。また、審査者は申請者
に対し、副本としての IFC データの交付も行わない。
IFC データを用いた中間検査・完了検査は行わない。
審査に活用した IFC データについては、審査者の責任において、適切な環境により保存す
るか、破棄するものとする。

15

6. 留意事項(つづき)

○BIM図面審査の審査について

・ BIM図面審査においては、同一のBIMデータからPDFデータとIFCデータを出力することが求められるが、同一のBIMデータからの出力であることは、設計者の申告に基づく。（審査者が確認することは求められない）

・ この場合、同一のBIMデータからPDFデータとIFCデータを出力することが必要であり、変更の加えられていないBIMデータであれば、必ずしも同時刻であることを求めない。

・ IFCデータについて、建築基準関係規定への適合に係る審査の対象とはしない。

・ IFCデータは、BIM図面審査において、申請図書がBIMデータから作成されたことについて一定の担保を与える目的があるため、IFCデータの不備がある場合はBIM図面審査として取り扱うことができない。

・ IFCデータにより疑義が生じた場合は、IFCデータのみで審査を行わず、指摘により図書の補正等を行わせ、PDF形式の図書にて審査を行う。

・ BIM図面審査において、BIMのネイティブデータの利用は想定しない。

○BIM図面審査の図書保存について

・ 審査完了後の図書の保存について、保存環境は各機関の判断による。

・ 審査完了後の図書保存について、PDF形式の図書および申告書・設計者チェックリストを保存対象とする。

・ IFCデータは法定保存の対象とせず、副本としての交付も行わない。

2. 入出力基準（案）について

2. 入出力基準（案）について

BIM図面審査で用いる、BIMデータの作成に関する入出力基準は、BIMが持つ基本的機能の「形状」「属性」「計算」に関する基準として再整理し、基準類としてとりまとめた。

別紙1

目次	
1 用語の定義	1
2 一般事項	2
2-1 概要	2
2-2 共通事項	2
2-3 禁止事項	3
2-4 その他	3
3 意匠・構造・設備分野の入出力基準	4
3-1 意匠	4
3-2 構造	9
3-3 設備	18
3-3-1 機械設備	20
3-3-2 電気設備	23

別紙1

3 意匠・構造・設備分野の入出力基準

意匠・構造・設備の分野ごとに定められた形状や属性、計算の基準に従い入力する。入力基準に記載のオブジェクト名は、BIMソフトウェアで用いる代表的なオブジェクト種別（名称）を用いているが、BIMソフトウェアによってその種別が異なる場合があることに留意されたい。

3-1 意匠

意-001 敷地境界線

- ①形状
 - 敷地境界線の形状は、敷地境界線オブジェクトを用いて入力し、表示する。
- ②種別（道路境界線、隣地境界線などの別）
 - 敷地境界線の種別は、敷地境界線オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。
- ③各辺の長さ
 - 敷地境界線の各辺の長さは、敷地境界線オブジェクトより自動算出し、表記する。
- ④敷地面積
 - 敷地面積は、敷地境界線オブジェクトより自動算出し、表記する。

意-002 方位

- 方位は、方位オブジェクトを入力する。又は BIM データに入力した方位の情報に連動する機能を用いて入力し、表示する。

意-003 通り芯

- ①形状
 - 通り芯の形状は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示する。
- ②符号
 - 通り芯の符号は、通り芯オブジェクトの属性情報を用いて入力し、表記する。
- ③通り芯間の寸法
 - 通り芯間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

意-004 外壁

- ①形状
 - 外壁の形状は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。
- ②位置の寸法
 - 外壁の位置（敷地境界線から通り芯までの距離及び敷地境界線から外壁面までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

別紙1

意-005 軒、ひさし等

- ①平面形状
 - 軒、ひさし等の形状は、屋根/床のオブジェクトを用いて入力し、表示する。
- ②位置の寸法
 - 軒、ひさし等の位置（敷地境界線から通り芯までの距離及び敷地境界線から軒、ひさし等の先端までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

意-006 間仕切壁

- ①形状
 - 間仕切壁の形状は、壁オブジェクトを用いて入力し、表示する。
- ②位置の寸法
 - 間仕切壁の位置（通り芯から間仕切壁までの距離）は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

意-007 各室の用途

- ①室名等
 - 各室の用途は、各室の床面積の求積に用いる空間オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

意-008 各階基準線

- ①形状
 - 各階基準線の形状は、レベルを設定する機能を用いて入力し、表示する。
- ②符号
 - 各階基準線の符号は、レベルを設定する機能を用いて入力し、表記する。
- ③各階基準線間の寸法
 - 各階基準線間の寸法は、オブジェクトと連動して距離を表記する機能（寸法線ツール）を用いて自動算出し、表記する。

意-009 各階の床・軒・ひさし・屋根（天井のない場合は、屋根）

- ①断面形状
 - 各階の床・軒・ひさし・屋根の形状は、床/屋根/壁のオブジェクトを用いて入力し、表示する。
- ②地盤面からの建築物の各部分の高さ、平均地盤面からの建築物の各部分の高さの寸法
 - 地盤面・平均地盤面は、レベルを設定するオブジェクトを用いて入力し、表示する。
 - 地盤面又は平均地盤面からの建築物の各部分の高さは、地盤面又は平均地盤面を基点とし、オブジェクトと連動して各部分の高さを表記する機能又はオブジェクトと連動して

2. 入出力基準（案）について

入出力基準の構成と、禁止事項の整理

<入出力基準の構成>

- 1 用語の定義
- 2 一般事項
 - 2-1 概要
 - 2-2 共通事項
 - 2-3 禁止事項
 - 2-4 その他
- 3 意匠・構造・設備分野の入出力基準
 - 3-1 意匠
 - 3-2 構造
 - 3-3 設備
 - 3-3-1 機械設備
 - 3-3-2 電気設備

<図面表現の整合性を損なう入出力として禁止する事項>

- 1) 整合性確認の省略を行う項目を、データと連動しない
2次元加筆により表現すること

※すべての2次元加筆を制限するものではなく、BIMデータと連動する属性情報をもつ2次元オブジェクトによる加筆や整合性確認の省略を行わない項目については、2次元加筆は許容される。

- 2) 形状の表示、又は属性情報や自動算出・自動集計結果の表示・表記を、同一でないオブジェクトから行うこと。
- 3) 図表現や属性情報の整合性が確保されていないオブジェクトを使用すること。
- 4) 属性情報から出力された値の改変を行うこと。
- 5) 自動算出された寸法値・床面積の改変を行うこと。
- 6) 自動集計に係る計算式、値の改変を行うこと。
- 7) その他、BIMデータと連動しない入出力を行うこと。

2. 入出力基準（案）について

意匠・構造・設備分野の入出力基準の項目

意匠	構造	設備
意-001 敷地境界線 意-002 方位 意-003 通り芯 意-004 外壁 意-005 軒、ひさし等 意-006 間仕切壁 意-007 各室の用途 意-008 各階基準線 意-009 各階の床・軒・ひさし・屋根（天井のない場合は、屋根） 意-010 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 意-011 各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 意-012 防火区画等 意-013 防煙壁による区画（令第126条の2） 意-014 開口部 意-015 防火設備 意-016 非常用の進入口等 意-017 令第112条第16項に規定する部分 意-018 令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網	< 共通 > 共通-001 通り芯 共通-002 各階基準線 < 基礎 > 基礎-001 基礎ぐい 基礎-002 基礎 < 鉄筋コンクリート造 > RC-001 柱 RC-002 大ばり RC-003 小ばり RC-004 床版（デッキ床含む） RC-005 屋根版 RC-006 耐力壁 RC-007 非耐力壁 < 鉄骨造 > S-001 柱 S-002 大ばり S-003 小ばり S-004 鋼板床 S-005 斜材 S-006 鋼板壁	< 機械設備 > 機-001 外壁、間仕切壁、開口部 機-002 敷地境界線 機-003 通り芯 機-004 各室の用途 機-005 各階の各室の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 機-006 各室の天井高さ 機-007 防火区画等 機-008 令第112条第16項に規定する部分 機-009 防煙壁による区画（令第126条の2） 機-010 給気機及び排気機 機-011 排煙設備 < 電気設備 > 電-001 外壁、間仕切壁、開口部 電-002 敷地境界線 電-003 通り芯 電-004 各室の用途 電-005 防火区画等 電-006 令第112条第16項に規定する部分 電-007 非常用の照明装置

3. サンプルモデル公開について

3. サンプルモデル公開について(関係団体からの意見等への対応)

●RC造、中規模建物の確認申請図

- 主な意見「S造以外のサンプルモデルは作成しないのか？」
↓
- 現在、営繕BIMモデル(図1)を用いて、意匠・構造・設備 確認申請図(計画通知書添付図)を作成中です。
- 今年度中に、BIMデータ、確認申請図、設計者チェックリスト記入例をBIMライブラリ技術研究組合HPに公開予定です。(図2)
- 申告書(設計者チェックリスト)の検討を反映し、BIMを用いた面積算定図例も作成しています。

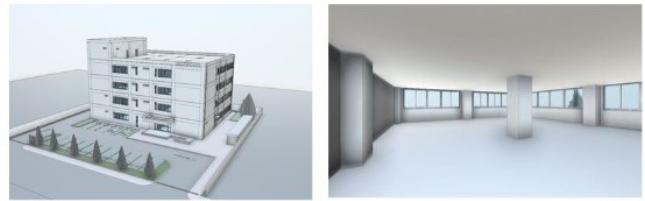


図1 営繕BIMモデル(既に公開済みのRevit版)

●ソフトウェアごとの用語読み替え表

- 聴取意見 主な指摘「サンプルモデル以外の入力方法は可能か？」
↓
- 今年度中に、 現在公開中の表(下図)を更新予定です。

ソフトウェアごとの用語読み替え表(意匠)

番号	入力基準		ソフト	ソフト別の読み替え
	入力基準にない作成することで、図面間の整合が担保される事項	入力方法		
B-003	①形状 ②覆い(図面境界線、図面境界線などの別) ③各辺の長さ ④断面面積	入力基準準拠参照	Revit	敷地境界線の覆いは属性情報として入力することができないため、各図面に二次元加重で表記する。立面図および断面図への敷地境界線の覆いは二次元加重で表記する。
			ArchCAD Vectorworks GLOOBE	標準機能では該当するオブジェクトがないため、該当する図面間で移動する適切なツールやシェパードツールを用いて入力する。オブジェクトで敷地境界線を作成する場合はサブタイプを「透明マーカー」で作成して各図面間の整合を確保する。それ以外のやり方では各辺の長さの属性情報は取得できない。二次元加重で表記する。 敷地境界線の覆いは属性情報として入力することができないため、各図面に二次元加重で表記する。立面図および断面図への敷地境界線の覆いは二次元加重で表記する。 覆いは、図面オブジェクトで敷地境界線・地盤オブジェクトの所定属性に属性情報として入力し、敷地面積は、複数用途地盤時には、用途地盤オブジェクトごとに計算が行われる。 標準機能では方位オブジェクトがないため、図面角を数値で入力する事で図面角より属性が移動する一般図面オブジェクトを用いる等で作成する。

図3 ソフトウェアごとの用語の読み替え表(現在公開中のもの)

図2 作成中の確認申請図(計画通知添付図)

4. 申告書（案）について

4. 申告書（案）について

申請時に添付する様式は、申告書と設計者チェックリストは一体的な運用として、申告書第一面（鑑）と、申告書第二面以降（チェックリスト）で構成する修正案とした。

<申告書の構成>

第一面	申告（鑑）
第二面	意匠
第三面	構造
第四面	機械設備図（機械）
第五面	電気設備図（電気）

(第一面)

BIM図面審査における入出力基準適合申告書

年 月 日

建築主事等 又は 指定確認検査機関 様

代表となる設計者氏名

建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認、又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定により計画を通知する添付図書のうち、第二面以降に記載の図書は、入出力基準に使い作成したことを申告します。この申告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 建築物の名称又は工事名

2. 入出力基準に使い設計図書を作成した者

設計図書の種類	設計者氏名

3. 入出力基準に使い、設計図書を作成したBIMソフトウェア名等

設計図書の種類	BIMソフトウェア名とそのバージョン

[illegible]

第一面 申告（鑑）の様式

第二面 意匠

4. 申告書（案）について

申告書第二面以降の構成と、記載事項の内容

（第二面）意匠		入出力基準に従って作成した図面														備考
番号	項目	図面	図面	図面	図面	図面	図面	図面	図面	図面	図面	図面	図面	図面	図面	
意-001	敷地境界線	①形状 ②種別（道路境界線、隣地境界線などの別） ③各辺の長さ														
意-002	方位	①形状														
意-003	通り芯	①形状 ②符号 ③通り芯間の寸法														
意-004	外壁	①形状 ②位置の寸法														
意-005	軒、ひさし等	①平面形状 ②位置の寸法														
意-006	開口位置	①形状 ②位置の寸法														
意-007	窓等の構造	①断面形状 ②位置の寸法														
意-008	床階面等	①形状 ②位置の寸法														
意-009	屋根の形状・勾配、ふたし・垂れ、葺き、瓦葺き、防水、断熱、開口部、開口部	①形状 ②位置の寸法														
意-010	建築設備の配置	①形状 ②位置の寸法														
意-011	建築設備の配置	①形状 ②位置の寸法														
意-012	防火区画	①形状 ②位置の寸法														
意-013	防犯設備	①形状 ②位置の寸法														
意-014	開口部	①形状 ②位置の寸法														
意-015	防火設備	①形状 ②位置の寸法														
意-016	開口部	①形状 ②位置の寸法														
意-017	開口部	①形状 ②位置の寸法														
意-018	開口部	①形状 ②位置の寸法														

入出力基準の項目		整合性確認の省略を求める図書チェックリスト														備考
番号	項目	概要	付近見取図	配置図	敷地面積・平均地盤面算定表	敷地面積・平均地盤面算定表	敷地面積・平均地盤面算定表	敷地面積・平均地盤面算定表	敷地面積・平均地盤面算定表	敷地面積・平均地盤面算定表	敷地面積・平均地盤面算定表	敷地面積・平均地盤面算定表	敷地面積・平均地盤面算定表	敷地面積・平均地盤面算定表	敷地面積・平均地盤面算定表	
意-001	敷地境界線	①形状 ②種別（道路境界線、隣地境界線などの別） ③各辺の長さ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	敷地面積・平均地盤面算定表
意-002	方位	①形状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	敷地面積・平均地盤面算定表
意-003	通り芯	①形状 ②符号 ③通り芯間の寸法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	敷地面積・平均地盤面算定表

- ①入出力基準の項目（整合性確認の省略を求める部分）
入出力基準の項目に則して、整合性確認の省略を求める部分の項目となる。基準項目となるため、入出力基準に記載の番号、事項、細目と同一のものとし、これを改変したり追加したりしてはならない。ただし、申請図書において該当する基準項目がない場合は、当該項目を削除（行削除）してもよい。
- ②整合性確認の省略を求める図書
原則として建築基準法施行規則第1条の3に定められた図書名を記載することとするが、プロジェクトに応じて図書名を変更したり、非該当の図面を削除したりすることは支えない。
- ③設計者チェック欄（空白はなく、必ず下記いずれかの記号を付す。）
設計者は、基準項目毎に整合性省略を求める図書について○、△、－の記号を付す
○：当該図書において、当該基準項目に係るすべての情報について、整合性確認の省略を求める。
△：当該図書において、当該基準項目に係る一部の情報について、整合性確認の省略を求める。なお、△の場合は必ず備考欄に整合性省略確認を求めない部分が識別できる情報を付すこと。
－：当該図面において、当該基準項目に係る情報はない。または求めない。

5. 確認申請図書表現標準（素案） について

5. 確認申請図書表現標準（素案）について

確認申請図書作成や審査の効率化・合理化のため、申請者・審査者に標準的な確認申請図書の表現を例示するものを確認申請図書表現標準（素案）としてとりまとめた。

<確認申請図書表現標準の構成>

- 1 はじめに
- 2 意匠関係
 - 2-1 凡例
 - 2-2 特記事項
 - 2-3 確認申請図面で推奨する図表現（検討中）
- 3 構造関係（検討中）
 - 3-1 確認申請図面で推奨する図表現
- 4 設備関係（検討中）
 - 4-1 凡例
 - 4-2 確認申請図面で推奨する図表現

別紙3

2 意匠関係

2-1 凡例

1) 防火戸等（防火戸、不燃戸、戸）関係

i) 作動

・常時閉鎖式（直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの）の表示：□、[]

・随時閉鎖式（熱感知器、煙感知器又は熱煙複合式感知器と連動して自動的に閉鎖するもの）の表示：○、()

・自動的に閉鎖することができる構造を有しないものの表示：図みなし

・温度ヒューズの場合は、凡例を追加又は凡例の内容に追記する。

ii) 遮煙性能（令第112条第19項第2号にいう遮煙性能をいう）

・アルファベットによる表示（遮煙性能なし：添え字なし。遮煙性能あり：S）

・数字による表示（遮煙性能なし：1。遮煙性能あり：2）

・これらの添え字は防火戸等の右側に記載し、差別化するため大きさを下付け、半角としてもよい。

以下、数字による表示で凡例を示す（アルファベット表示の場合は、1を削除、2をSに読み替える）。

■特定防火設備

	図記号	文字記号	色	凡例の内容
	①	特	赤	特定防火設備（令第112条第1項）
	②	防 ₁	赤	常時閉鎖式特定防火設備（令第112条第19項第1号）
	③	防 ₂	赤	常時閉鎖式特定防火設備 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）
	④	防 ₁	赤	随時閉鎖式特定防火設備（令第112条第19項第1号）
	⑤	防 ₂	赤	随時閉鎖式特定防火設備 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）

随時閉鎖式の場合、凡例の内容に熱感知器、煙感知器又は熱煙複合式感知器の別を追記してもよい（以下、随時閉鎖式において同じ）。

2

別紙3

■防火設備

	図記号	文字記号	色	凡例の内容
	①	防	赤	防火設備（法第2条第9号の2口）
	②	防 ₁	赤	常時閉鎖式防火設備（令第112条第19項第1号）
	③	防 ₂	赤	常時閉鎖式防火設備 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）
	④	防 ₁	赤	随時閉鎖式防火設備（令第112条第19項第1号）
	⑤	防 ₂	赤	随時閉鎖式防火設備 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）

■遮炎時間の別による防火設備（当該防火設備の左側に当該遮炎時間（防火設備、特定防火設備を除く）を記載する。ここでは例として、10分間防火設備を示す。）

	図記号	文字記号	色	凡例の内容
	①	10防	赤	防火設備（令第112条第12項）
	②	10防 ₁	赤	常時閉鎖式10分間防火設備（令第112条第19項第1号）
	③	10防 ₂	赤	常時閉鎖式10分間防火設備 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）
	④	10防 ₁	赤	随時閉鎖式10分間防火設備（令第112条第19項第1号）
	⑤	10防 ₂	赤	随時閉鎖式10分間防火設備 遮煙性能あり（令第112条第19項第2号）

3

意匠関係 防火設備凡例（抜粋）

5. 確認申請図書表現標準（素案）について

確認申請図書作成や審査の効率化・合理化のため、申請者・審査者に標準的な確認申請図書の表現を例示するものを確認申請図書表現標準（素案）としてとりまとめた。

別紙3

2) 防火区画の壁又は床関係

パターン	凡例	色	凡例の内容
A		赤	防火区画（兼防煙区画）
B-1		赤	防火区画（兼防煙区画）
B-2		紫	壁穴・異種用途区画（兼防煙区画）
C-1		赤	防火区画（兼防煙区画）
C-2		紫	異種用途区画（兼防煙区画）
④		オレンジ	・ 界壁 ・ 防火上主要な間仕切壁（兼防煙区画）
⑤		オレンジ	・ 防火上主要な間仕切壁（兼防煙区画） ・ 小屋裏又は天井裏のみに設ける防火上主要な間仕切壁
⑥		緑	防煙区画（防煙壁は排煙有効高さ下端かつ50cm以上（戸の上部が30cm以上の壁も含む））
⑦		緑	防煙垂れ壁（防煙壁は排煙有効高さ下端かつ50cm以上）
⑧	A: B:	緑	可動防煙垂れ壁（排煙有効高さ下端かつ50cm以上）（手動降下装置付） 可動防煙垂れ壁（排煙有効高さ下端かつ50cm以上）（手動降下装置付）

①…防火区画について、
A：防火区画の壁又は床を赤線で表示する。
B：壁穴区画、異種用途区画（遮煙性能を有する必要がある開口部の場合）の壁又は床は紫線とし、それら以外の防火区画の壁又は床を赤線で表示する。
C：異種用途区画のみを紫線とし、それ以外の防火区画の壁又は床を赤線で表示する。
なお、④A、B、Cとも兼防煙区画を記載しているため、防煙区画が形成されない場合は、凡例を追加するなどの対応を行う。④、⑤も同じ。
④…界壁は令第114条第1項、防火上主要な間仕切壁は令第114条第2項を示している。
⑤…防火上主要な間仕切壁のうち、垂れ壁状となる壁や、小屋裏又は天井裏のみに設ける壁を破線で表示したもの。
⑧…可動をAは図記号、Bは文字記号で表示したもの。

5

意匠関係 防火区画凡例
（抜粋）

別紙3

2-2特記事項

1) 石綿等の衛生上の措置（法28の2、令20の4ほか）
・ 石綿、吹付石綿、吹付ロックウール（含有石綿0.1%超）は使用しない。
・ シックハウス対策としてクロルピリホスを使用せず、かつ、告示対象建築材料以外の建築材料又はF☆☆☆☆等級を使用する。

2) 無窓居室の主要構造部（法35の3、令111）
・ 無窓居室（令第111条）は、その居室を区画する主要構造部を耐火構造又は不燃材料で造るものとする。

3) 建築材料（法37、令144の3）
・ 法第37条の指定建築材料は、JIS・JAS適合品又は大臣認定品を使用する。

4) 容積率（法52、令2）
・ 防災備蓄倉庫には備蓄倉庫である旨（表札など）を表示する。

5) 階段、踊り場（法36、令23、25）
・ 階段に係る基準を表形式で記載する。

【推奨案1】

名称	階段A	令23条
種別	屋内直通階段	1項（3）
階段幅	1250 mm	1200 mm以上
踊場幅	1250 mm	1200 mm以上
踏面	250 mm	240 mm以上
蹴上	185 mm	200 mm以下
踏幅	—	—
手摺の出幅は、10 cm以下		

【推奨案2】

階段A（屋内直通）	
階段幅	1200 mm以上
踊場幅	1200 mm以上
踏面	240 mm以上
蹴上	200 mm以下
踏幅	—

11

意匠関係 特記事項記載例
（抜粋）

確認申請図面で推奨する図表現の例（意匠）※内容は検討中

- 1) 求積図・求積表
- 2) 採光・換気・排煙等の開口部算定
- 3) 各室仕上表

6. 申請・審査用マニュアル (素案) について

BIM図面審査 申請審査者用マニュアル（素案）について

ガイドラインの補足・解説を目的とした申請審査者用マニュアル（素案）のとりまとめを行った。

2025/02/25 版

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

(仮称) BIM 図面審査 申請審査者用マニュアル【素案】

目次

はじめに

Ⅰ. マニュアルの位置づけ等

1. マニュアルの位置づけ

2. 用語の定義

Ⅱ. BIM 図面審査の概要

1. BIM 図面審査の定義

2. BIM 図面審査の適用について

3. BIM 図面審査の流れ

Ⅲ. 申請者側の準備

1. 入出力基準に基づく BIM モデルの作成

2. 「入出力基準」の概要

3. 「BIM 図面審査における整合性確認の省略を申請する設計図書に関する申告書」の概要

4. 入出力基準に基づく入出、出力（表示・表記）の具体例

5. BIM 図面審査における申請図書表現標準

Ⅳ. 審査者側の準備

1. 審査環境の整備

2. 確認申請用 CDE の基本機能

Ⅴ. 申請の手順

1. 「確認申請書 1～6 面」の作成・提出

2. 申請図書（図面）の作成・提出

(1) BIM 由来のデータの作成（BIM ソフトウェア）について

(2) BIM 由来ではない付加された情報（2D 加筆）の取り扱いについて

(3) BIM ソフトウェアからのデータの変換方法について

(4) BIM 図面審査として受け付けられない場合について

Ⅵ. 審査の手順

1. 申請図書等の確認

(1) データ出力の確認について

(2) IFC データの活用について

2. 審査の実施

3. 適合性判定

4. 消防同意・確認済証交付・図書保存

(1) 消防同意について

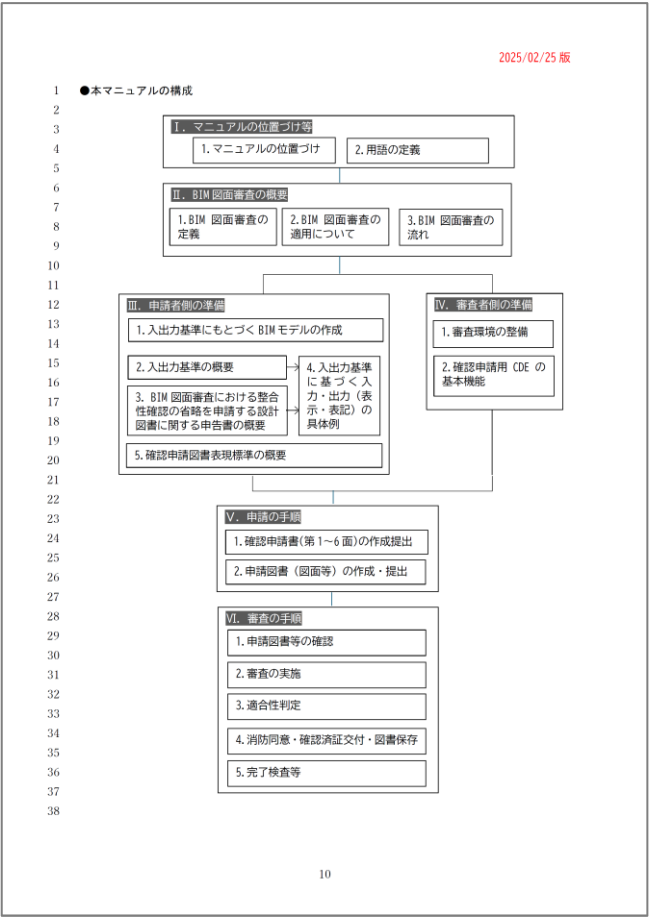
(2) 適合性判定について

(3) 確認済証の交付について

(4) データの保存について

5

2025/02/25 版



0. 目次
- はじめに
- Ⅰ. マニュアルの位置づけ等
- Ⅱ. BIM図面審査の概要
- Ⅲ. 申請者側の準備
- Ⅳ. 審査者側の準備
- Ⅴ. 申請の手順
- Ⅵ. 審査の手順
- ・ 申請や審査の手順に沿って参照可能な構成に組み換えを行っている

・ ガイドライン6. 留意事項については、該当部位に組み込み、参照しやすくした

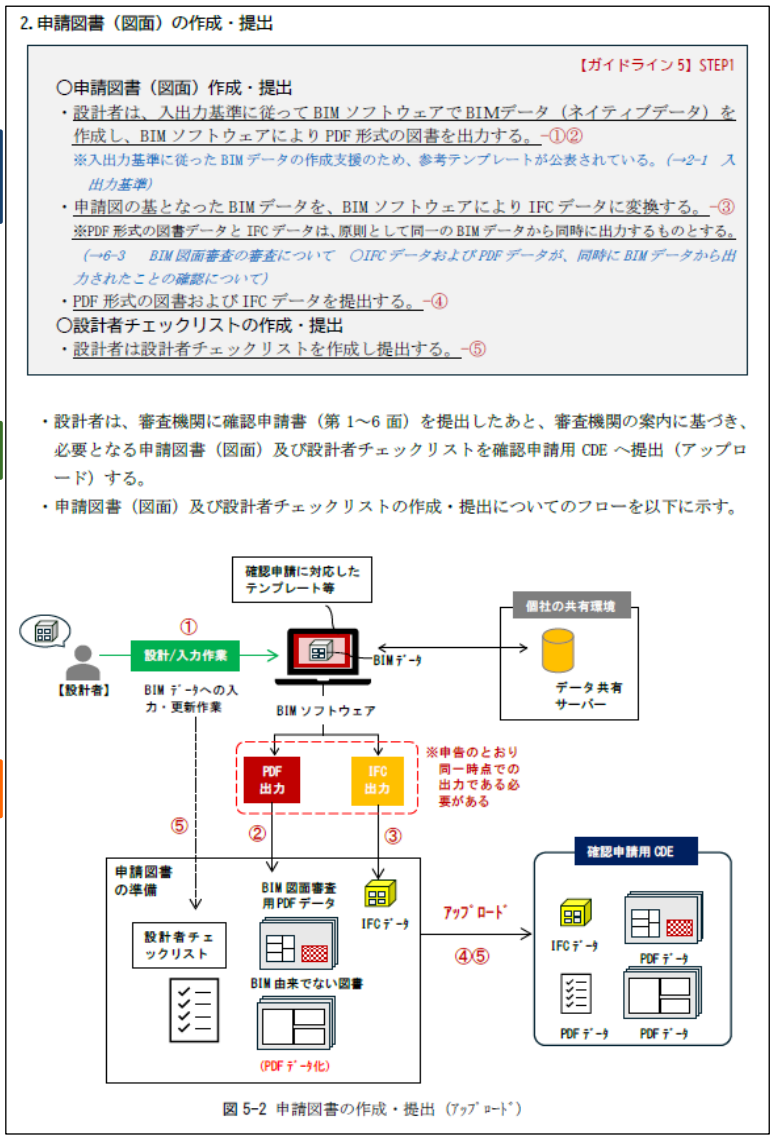
マニュアルの構成等（申請の手順，審査の手順（抜粋））

ガイドラインの補足・解説を目的とした申請審査者用マニュアル（素案）のとりまとめを行った。

ガイドライン本文

解説

図解



○マニュアルの基本的な構成

- ・ガイドライン本文の引用、その解説、必要に応じ図解を付記することで、ガイドラインとの関係をわかりやすくした

申請の手順の解説（申請図書の作成について）

マニュアルのポイント（図や文章による補足の例）

下) BIMモデルとBIMデータの違いと整合性について



2025/03/18 版



- ・ガイドラインに記載事項の補足解説として、図や文章による補足を追加

BIM図面審査 申請審査者用マニュアル（素案）について

マニュアルのポイント（図や文章による補足の例）

BIMの特性を活用した入出力と整合性の確保

2025/03/18 版

1 ●a) オブジェクトの「形状」の図示

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14 ●b) オブジェクトに入力した「属性」情報の表記

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28 ●c) オブジェクトにより「自動算出」された数値や「自動計算」結果の表記

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

図 3-2-1 BIM の特性を活用した入出力と整合性の確保

入出力基準によるBIMデータの作成

2025/03/18 版

1 前述の a) ～ c) のような BIM の特性を生かした入力・出力を行うことにより、原理的に整合性確認の省略が可能となる。

2

3 具体的な入力・出力のイメージを図 3-2-2 に示す。

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

図 3-2-2 入出力基準による入力・出力（表記・表示）のイメージ

2D加筆の取り扱い

2025/03/18 版

1 ※ BIM モデルに付加的に加筆された情報（2D加筆）の取り扱いについて

2

3 PDF 形式の図面に表記された文字や数値等の情報は、BIM モデルで共有されている情報と BIM

4 モデルに付加的に加筆された情報（2D加筆）とがある。

5 BIM 図面審査の申請図書において、2D 加筆を全て禁ずるものではないが、ガイドラインにお

6 いては、整合性確認の省略を申告する事項については、2D 加筆を行ってはならないとされてい

7 る。ここでいう 2D 加筆とは、BIM モデルにない情報の加筆であり、このような場合は、BIM 図

8 面審査を行うことができず、通常の審査と同様の整合性確認を行うこととなる。

9

10 【ガイドライン 16-2 BIM 図面審査の申請図書の作成について】

11 ○加筆の要否と特定方法について

12 PDF 形式の図書による BIM 図面審査においては、PDF 形式の図書の記載事項が、BIM モデル

13 に由来する各図面において共通化された情報であるか、各図面に対し文字や数値等の情報とし

14 て付加された情報（2 次元加筆）かどうかにより、図面間の整合性の確保のされやすさに

15 違いがある。

16 そのため、整合性確認の省略を申告する図書の、省略を申告する事項（入出力基準に従い

17 作成することで、図書の整合性が担保される事項）については、図面間の整合性を阻害する 2

18 次元加筆を行ってはならない。

19 なお、整合性確認の省略対象外となる事項（単一の図書にのみ表現され、整合性確認の対

20 象とならない事項や、整合性確認の省略について申告を行わない事項）についてはこの限り

21 でない。

22 2 次元加筆を行った場合、当該事項は整合性確認の省略を申告できず、通常の整合性確認

23 を行う対象となる。

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

図 3-9 2 次元加筆のパターン

7. 確認申請用CDEの開発状況について

7. 確認申請用CDEの開発状況について

■BIM図面審査に用いる確認申請用CDE機能概要（ファイル/フォルダリスト画面）

【関係者で情報共有等を行うためのメイン画面】

- ・ ユーザの権限に応じて案件のフォルダ、あるいはファイルが表示される。
- ・ 必要に応じてアップロードやダウンロードを行う。
- ・ IFCファイルやPDFファイルのビューイングはファイルを指定して行う。

bSJ確認検査 | サイトWeb | プロジェクト | フォルダ・ファイル | ダッシュボード | サイト管理 | 登録BIMモデル

登録BIMモデル
BIMモデル
テンプレート
図面
共有パラメータ

FFリスト | 情報 | アクセス権限設定 | LOG | アップロード | ダウンロード | テキスト作成 | 名称変更 | 削除 | チャット | リンクファイル作成 | ファイル化

フォルダ・ファイルリスト

図面

名称 ↑	ステータス	Ver.	サイズ	通知	フルロック	ロック	ロック設定者	ロック設定日時
2階・3階平面図.pdf	コメント	閲覧	—	1	261.6 KB			
2階・3階平面図2.pdf	コメント	閲覧	—	1	260.5 KB			
4階・PH階平面図.pdf	コメント	閲覧	—	1	241.9 KB			
ビット階・1階平面図.pdf	コメント	閲覧	—	1	300.5 KB			
断面図.pdf	コメント	閲覧	—	1	222.3 KB			
南・東立面図.pdf	コメント	閲覧	—	1	225.1 KB			
配置図.pdf	コメント	閲覧	—	1	391.6 KB			
北・西立面図.pdf	コメント	閲覧	—	1	220.4 KB			

CDEクラウドサービス | Copyright © 2024 bsj All Rights Reserved. - CDE Cloud

■BIM図面審査に用いる確認申請用CDE機能概要（IFCビューイング画面）

- ・ 見る方向を変更する機能、拡大・縮小の機能、任意の位置で軸方向に断面を切って表示する機能
- ・ IFCデータの空間構成やオブジェクトのプロパティ情報を確認する機能
- ・ 2点間の距離などを計測機能

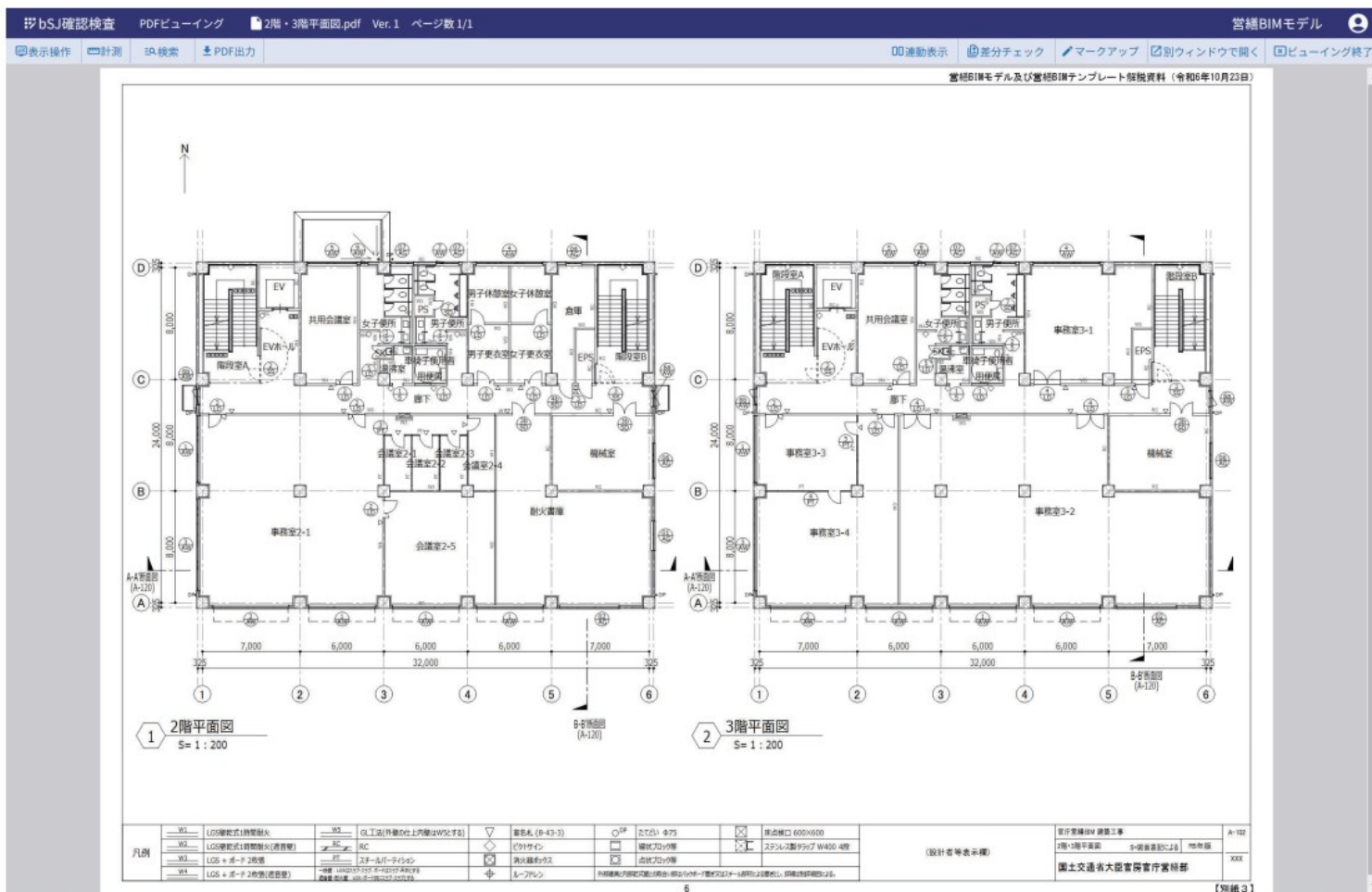


7. 確認申請用CDEの開発状況について

■BIM図面審査に用いる確認申請用CDE機能概要（PDFビューイング画面）

【PDFファイルのビューイングを行う画面】

- ・ PDFファイルのビューイングを行う画面で、表示位置の移動や拡大縮小等の操作を行うとともに、2画面（2ファイル）の連動表示機能、複数画面表示機能、2点間の距離など簡単な計測機能を備える。



■BIM図面審査に用いる確認申請用CDE機能概要（PDF差分表示画面）

- ・ 2つのPDFファイルを比較した結果、「赤色」表示で異なる部分を示す機能
- ・ 左右に並べて連動表示する機能

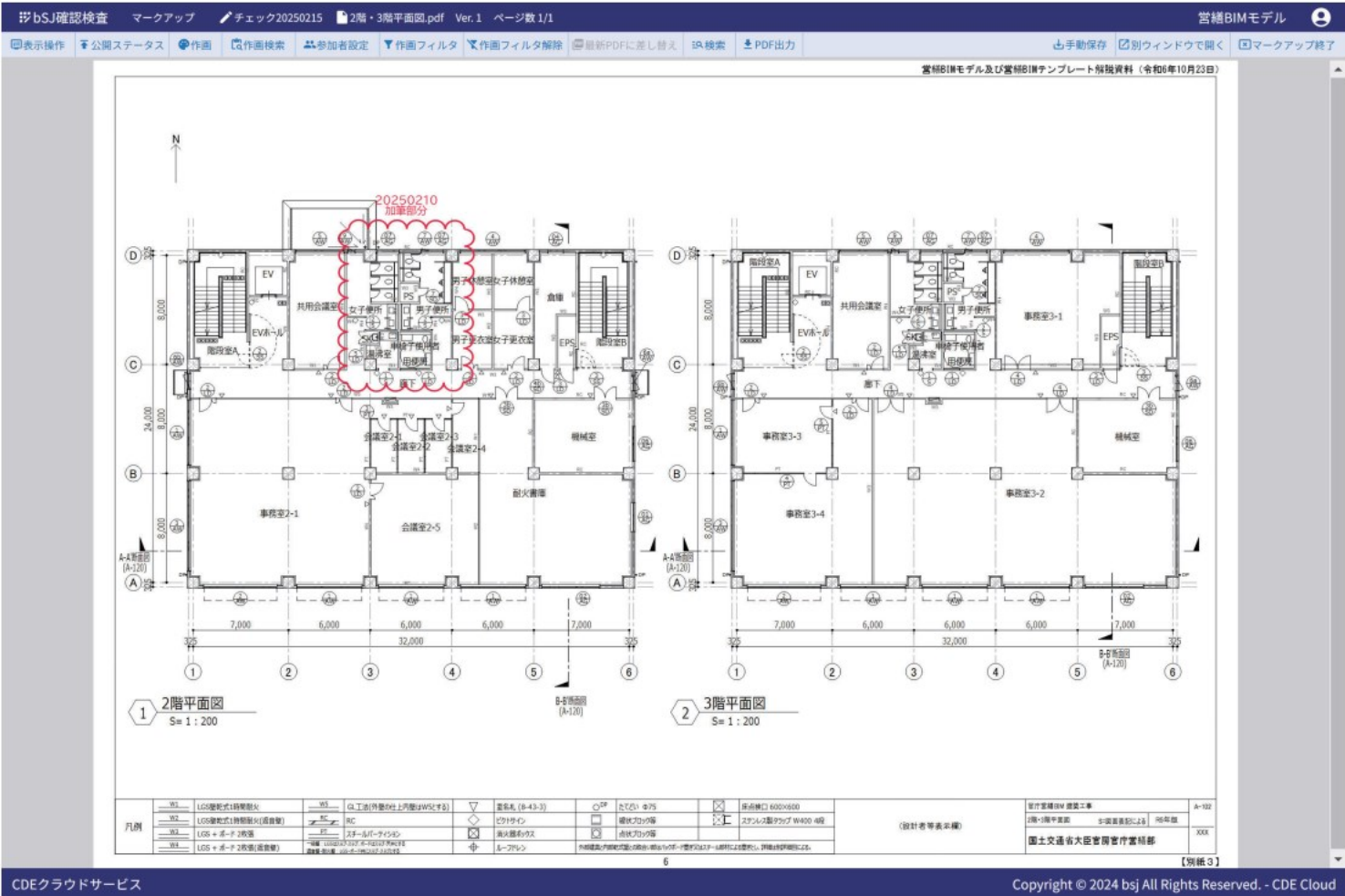


7. 確認申請用CDEの開発状況について

■BIM図面審査に用いる確認申請用CDE機能概要（マークアップ画面）

【PDFファイルに対しマークアップする画面】

- ・ 単体ページのPDFだけでなく、複数ページのPDFファイルにも対応し、マークアップの属性（記入者、色、日付等）でフィルタリングする機能
- ・ マークアップのコメントを収集してリスト化する機能



7. 確認申請用CDEの開発状況について

■BIM図面審査に用いる確認申請用CDE機能概要（ファイルチャット画面）

【個々のファイルに対しチャットを行う画面】

- ・ファイルチャットはツリー型チャットとする。
- ・チャット開設時に1ファイルを添付することができる。
- ・その他、リニア型のフォルダチャット機能、プロジェクトチャットの機能がある

The screenshot displays the 'bSJ確認検査' web application interface. The top navigation bar includes links for 'bSJ確認検査', 'サイトWeb', 'プロジェクト', 'フォルダ・ファイル', and 'ダッシュボード'. Below this, a secondary bar shows 'FFリスト', 'ファイル情報', 'バージョンファイル', 'ファイルチャット' (selected), 'マークアップ', 'マークアップコメントリスト', 'ファイルLOG', and 'フォルダメンバーリスト'. The left sidebar contains a tree view for '登録BIMモデル' with sub-items: 'BIMモデル', 'テンプレート', '図面' (selected), '共有パラメータ', and 'その他'. The main content area is titled 'ファイルチャット' and shows a chat for the file '2階・3階平面図.pdf'. It includes buttons for 'コメント', 'フルロック', and 'ロック'. A table lists chat messages with columns for 'タイトル', '発言数', '終了', '更新日時', and '作成者'. The table shows two chat sessions: one for '最終仕様の発行は何時ごろになりますか？' and another for '2階事務所の仕様について'. Each session has a 'チャット' button and a 'コメント' button. The bottom of the page features a footer with 'CDEクラウドサービス' and 'Copyright © 2024 bsj All Rights Reserved. - CDE Cloud'.

タイトル	発言数	終了	更新日時	作成者
最終仕様の発行は何時ごろになりますか？	3		2025/02/20 09:45	山田 太郎
最終仕様の発行はいつになりますか？			2025/02/20 11:55	山田 太郎
本日で（2月20日）には、お客様より回答が来ますので、来週早々に発行できると思います。			2025/02/20 13:12	木村 次郎
よろしくお願いします。			2025/02/20 13:13	山田 太郎
2階事務所の仕様について	5		2025/02/20 09:42	山田 太郎
2階事務所の仕様変更対応をお願いします。			2025/02/20 11:54	山田 太郎
加藤が平面図の修正を行っておきます。			2025/02/20 11:56	加藤 三枝子
加藤様、木村が他の図面と一緒に平面図の修正を行います。			2025/02/20 13:06	木村 次郎
では、よろしくお願いします。			2025/02/20 13:07	加藤 三枝子
図面の修正作業が終わりました。CDEにアップ済みです。			2025/02/20 13:09	木村 次郎

8. BIMデータ審査の定義（案）について

8. BIMデータ審査の定義（案）について

BIMデータ審査とは

BIMモデルに含まれる形状情報や属性情報を取り出して見ることや審査補助機能を活用する申請・審査をいい、確認申請図書にBIMモデルから出力されたIFCデータ等を加えて、確認申請用CDEに提出し、申請・審査を行うものである。

BIMデータ審査の目的

BIMデータ審査は、建築計画の法適合の確認を効率化し、法令遵守の確実性を高め、建築確認申請・審査の生産性の向上を図ることを目的とする。

8. BIMデータ審査の定義（案）について

BIMデータ審査の構成

BIMデータ審査は、審査手法に応じて2つに分類、段階的に実装する。

・ビュー審査

BIMモデルから各規定の適合の判断に必要な要素を取り出し、表示された情報により、申請・審査を行うもの。

・デジタル審査

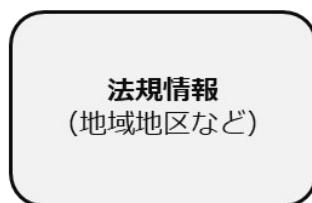
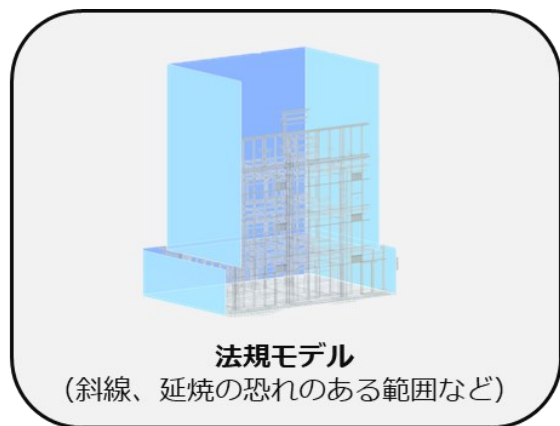
ビュー審査で表示された情報をもとに、各種数値計算や面積算定等を行う審査事項に対し、審査補助機能を用いて機械的に算出された結果を活用して申請・審査を行うもの。



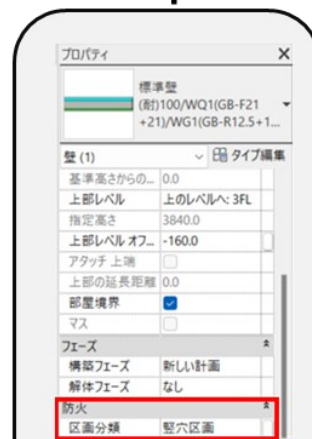
8. BIMデータ審査の定義（案）について

■必要な情報・取扱条件（素案）の検討等

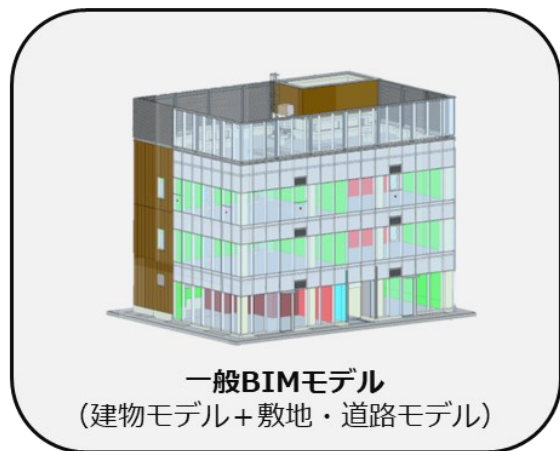
BIMデータ審査で提出するBIMモデルには、一般建築モデルに加えて審査対象項目に応じたビューを表示するための「法規モデル」と「法規属性」が必要となる。



+

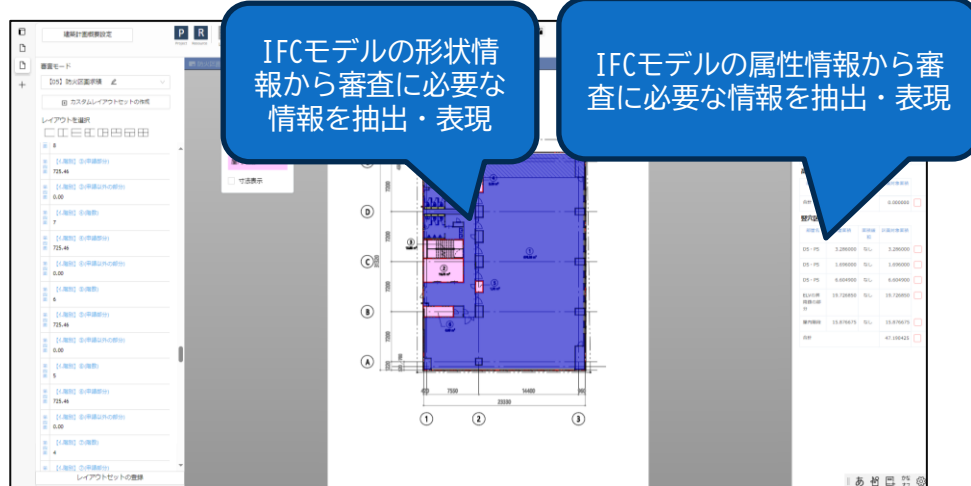


+



法規属性
(仕様・性能など)

「BIMデータ審査用モデル」の構成



防火区画審査ビューイメージ※令和5年度報告書より



容積率審査ビューイメージ※令和5年度報告書より

8. BIMデータ審査の定義（案）について

■実現に向けた今後の検討

法規制ごとに必要となる法規属性等を抽出し表示するため、BIMモデルの「カテゴリ・法規属性項目・法規属性値」の分類し、整理・設定する。

<検討ステップ案>

STEP1：法規制ごとにビューで表示するBIMのカテゴリを整理・設定する

BIM図面審査で用いる入出力基準に記載されたBIMのカテゴリを基本に、部会3の令和元年から令和3年の検討結果や、建築設計三会ガイドライン等を参考に、ビュー審査に必要となるBIMのカテゴリを整理・設定する。

STEP2：STEP1のカテゴリから法規属性項目（パラメータ名）を整理・設定する

部会3の令和3年度報告書にある「審査フローに基づくBIMデータ構成の整理（P22）」の検討成果を基に、必要となる法規属性項目（パラメータ名）を整理・設定する。

STEP3：STEP2の法規属性項目（パラメータ名）から法規属性値（パラメータ値）を整理・設定する

設定した「法規属性項目（パラメータ名）」の「値」を整理・設定する。

例）パラメータ名：耐火性能（1時間耐火） パラメータ値：「1時間耐火」⇒「はい/いいえ」

8. BIMデータ審査の定義（案）について

■実施に向けた検討事項の整理

BIMデータ審査の実施に向け、今後検討が必要と考えられる事項を洗い出した。

<法制度関係>

- 建築基準法施行規則第1条の3の図書及び書類に対応した、新たな定義（必要書類に、データを位置付ける等）
- 同告示835号に規定された確認審査等への定義（データを用いた場合の審査方法の確立等）
- 建築土法等の申請図書の取り扱いへの対応

<審査環境/保存環境>

- IFCモデルを用いた審査のトレーサビリティの確認方法（現状のPDFのレ点チェックの代替）
- 必要に応じた審査の対象となるデータ形式（PDF・IFC以外の形式）の設定
- 確認済証交付後のデータの取扱い（副本、保存方法、利活用等）

<確認申請BIM（IFCモデル）関係>

- IFCデータの審査対象範囲（計算書などBIMモデルに含まれない項目、IFC変換できない項目など）の整理
- 審査に必要な情報の明確化と、BIMの形状情報や属性情報の設定
- IFCルール（IDM/MVD）の策定
- 設計者の申告によらない整合を担保できる仕組み

<ビュー審査>

- 審査項目の設定、およびビュー毎に表示する審査に必要な項目の設定
- 審査項目ごとの規制内容の関連性とその審査手順の記述
- IFC単体では保持していない情報をビュー表示する方法

<デジタル審査>

- 審査を補助する法適合判定の項目設定及び審査手法
- デジタル審査用プログラムの開発（作成者、要件定義、CDE、運用方法、設計者の活用など）
- IFC単体では保持していない情報（確認申請書、計算書など）の活用
- 構造図と構造計算書の整合性確認の省略の手法

<その他>

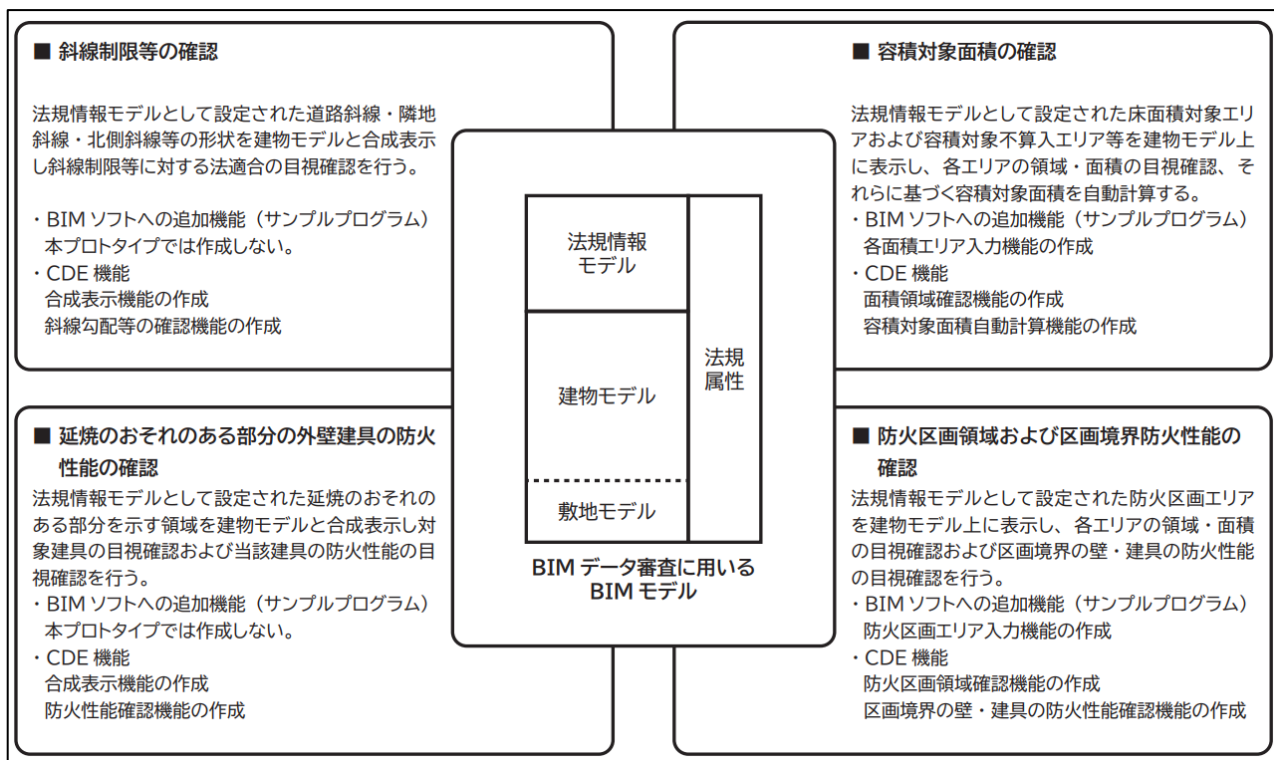
- 審査に関連した建物情報以外の情報（都市計画情報、条例等）の構造化されたデータベースの構築の可能性
- 建築諸元情報を基にした該当する法令抽出の仕組み

9. BIMデータ審査用IFC・CDE プロトタイプの検討について

9. BIMデータ審査用IFC・CDEプロトタイプの検討について

■BIMデータ審査のプロトタイプを用いた検証

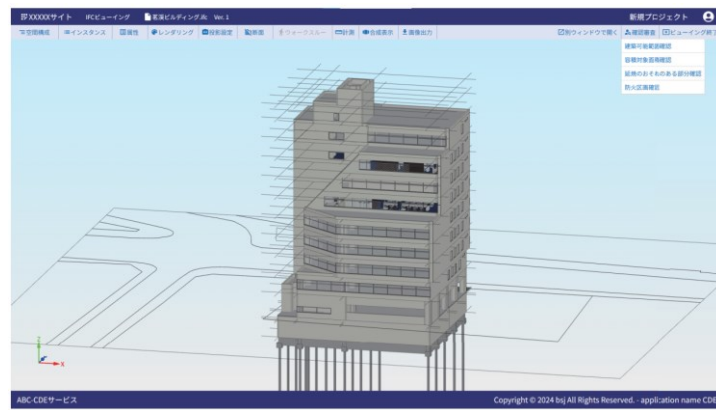
BIMデータ審査に用いるCDEの開発に向けて、その実現可能性を検証するために2023年度に検討した4つの審査項目を題材としてプロトタイプシステムを試作した。本検証は、あくまでも試行であり、試作したプログラムについても関係する法規制の全てを網羅している保証はない。本開発に向けては、今後更なる詳細な検討が必要となる。



プロトタイプを試作した審査項目



試作した法規審査メニューバー

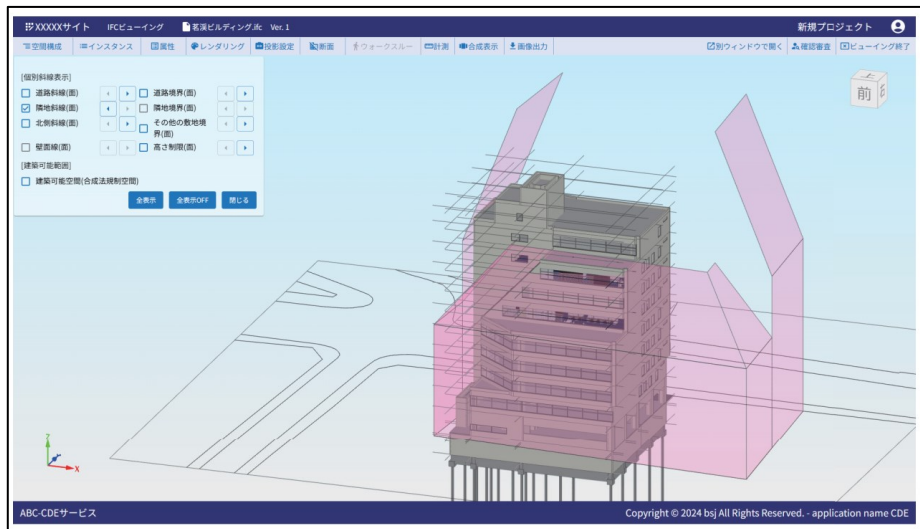


BIM データ審査プロトタイプシステム画面

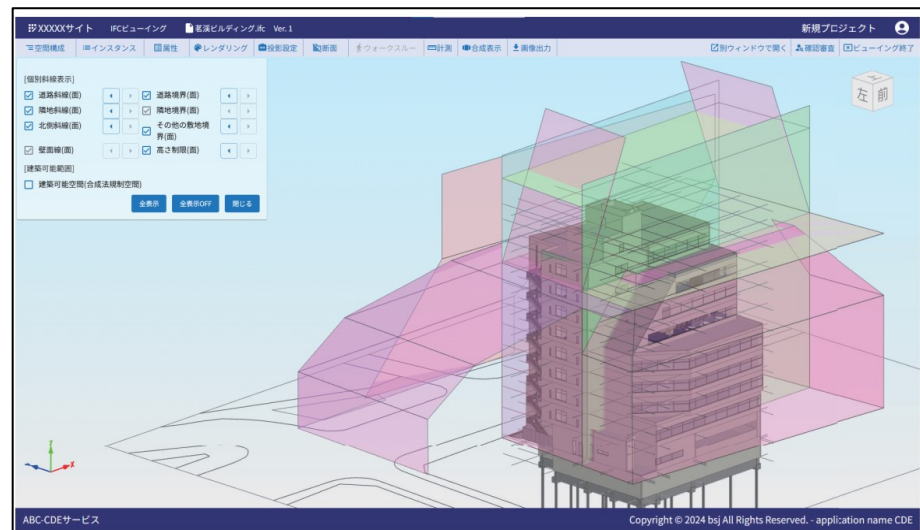
9. BIMデータ審査用IFC・CDEプロトタイプの検討について

■BIMデータ審査のプロトタイプを用いた検証

斜線制限の例

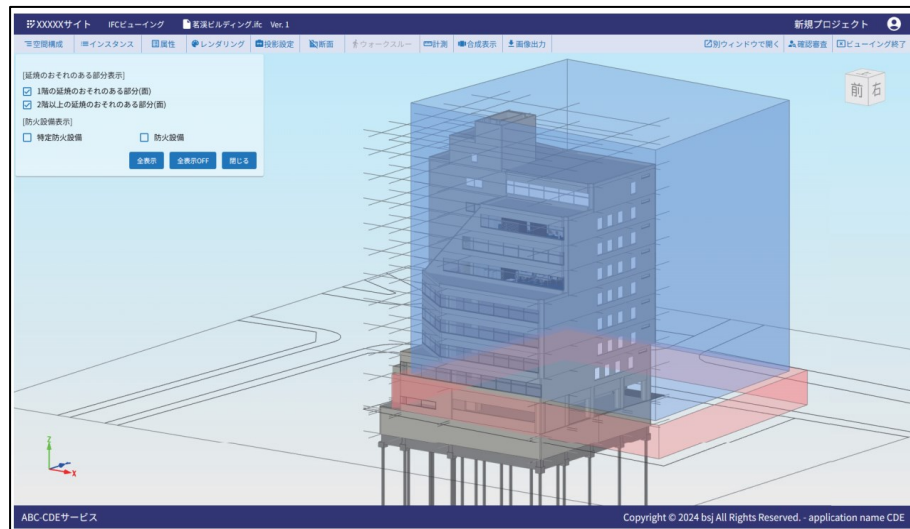


隣地斜線を表示



敷地に係る全ての斜線を表示

延焼のおそれのある部分の例



延焼のおそれのある部分の制限と建物モデル



延焼のおそれのある部分にかかる外壁開口部を表示

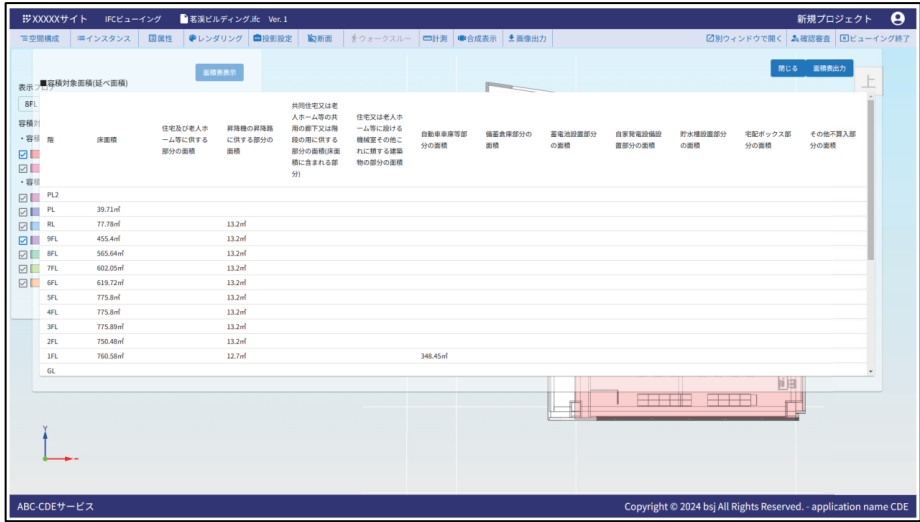
9. BIMデータ審査用IFC・CDEプロトタイプの検討について

BIMデータ審査のプロトタイプを用いた検証

容積対象面積の例



容積対象面積の不算入算出に必要となる各面積エリア



容積対象面積の審査を支援する機能画面

防火区画の例



防火区画エリア、位置を表示



壁・建具の防火性能を表示

9. BIMデータ審査用IFC・CDEプロトタイプの検討について

■BIMデータ審査用IFCの検討

2023年度に引き続き、2024年度は下記の5項目についてBIMデータ審査用IFC・CDEの仕様を概括的に検討した。

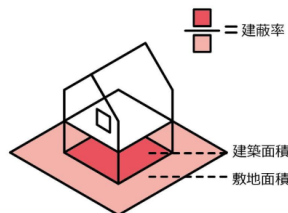
意匠分野の検討項目の一覧

① 建蔽率
② 排煙
③ 防火上主要な間仕切壁
④ 採光
⑤ 換気

審査手順の考え方

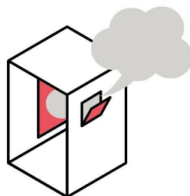
① 建蔽率

- 敷地の建蔽率の限度は正しいか、緩和条件を加味し、CDE上の建蔽率限度と確認申請書に相違ないかを確認する。
- 敷地面積が正しいかを確認する。
- 建築面積（建蔽率対象面積）の算定範囲と除外範囲を表示し確認する。
- 計画建物の建蔽率は申請敷地の建蔽率の限度以下か確認する。



② 排煙

- 排煙設備を要する建築物であるかを確認する。
- 排煙設備を要する建築物・その部分の判定する。
- 防煙区画領域を構成するオブジェクトへの区画属性を確認する。
- 防煙区画の区画境界面を確認する。
- 排煙区画領域の面積などの妥当性確認する。
- 「自然排煙」の排煙口の確認する。
- 「自然排煙」区画領域の排煙計算を行い、有効排煙光面積は必要排煙面積以上かを確認する。



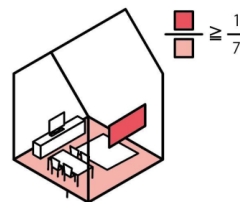
③防火上主要な間仕切壁

- 建物用途が適用内か確認する。
- 用途に供する部分の居室を確認する。
- 上記居室のうち、区画領域の面積情報とそれを囲む壁の防火情報、居室の消火設備情報を確認し、適用除外または緩和の範囲を確認する。
- 適用範囲の区画領域を構成する壁の防火情報ならびに軒裏まで達していることをオブジェクト形状または属性情報で確認する。



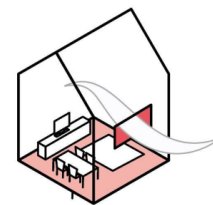
④ 採光

- 適用される居室を確認する。
- 採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合を確認する。
- 採光補正係数を確認する。
- 適用される居室の有効採光面積は必要採光面積以上かを確認する。



⑤ 換気

- 適用される居室を確認する。
- 換気のため有効な開口部における、換気有効部分の面積の確認を行う。
- 無窓の居室に該当する場合は、機械換気設備による換気量の算定を行う。
- 無窓の居室の必要換気量が法定換気量以上かを確認する。



10. 2025年度中のBIM図面審査の 開始に向けた実施項目と工程 (案)

10. 2025年度中のBIM図面審査の開始に向けた実施項目と工程（案）

成果(案)				2025年度			
環境	1	1	施行規則、指針告示などの改正技術的助言の整備				
建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン	2	1	BIM図面審査の試行・検証（申請）		完成		
		2	BIM図面審査の試行・検証（審査）				
		3	施行規則等の整備の反映、2-1・2-2の結果のフィードバック				
申請・審査者用マニュアル	3	1	施行規則等の整備の反映、2-1・2-2の結果のフィードバック		案完成	完成	
		2	ICBA確認申請用CDEを用いた試行・検証（申請）				
		3	ICBA確認申請用CDEを用いた試行・検証（審査）				
		4	3-2・3-3の結果のフィードバック				
入出力基準・申告書・確認図書表現標準	4	1	入出力基準の整理				
		2	申告書の整理				
		3	確認図書表現標準の検討・策定				
		4	木造における入出力基準/申告書の検討				
説明会	5	1	BIM図面審査制度説明会用資料作成支援				
		2	BIM図面審査制度説明会用動画作成支援				
		3	BIM図面審査制度説明会実施支援	説明会実施	説明会実施		
	6	1	ICBA確認申請用CDE 説明会用資料作成（機関向けの導入検討用、システム概要）	説明会実施	説明会実施	説明会実施	
		2	ICBA確認申請用CDE 説明会実施			説明会実施	

BIM
図面
審査
開始

年度の成果の
とりまとめ・
報告書作成

10. 2025年度中のBIM図面審査の開始に向けた実施項目と工程（案）

成果(案)			2025年度			
ICBA確認申請用CDE	7	1	プログラム設計			
		2	プログラム製造			
		3	単体テスト			
		4	総合テスト			
		5	フィールドテスト（β版）			
ICBA電子申請受付システムとの連携	8	1	システム改修			
		2	設計			
		3	製造			
		4	テスト			
機関独自の電子申請システムとの連携	9	1	設計			
		2	製造			
		3	テスト			
ICBA確認申請用CDEマニュアル	10	1	確認申請用CDEマニュアル※の作成（CDEの操作に関する詳細の取り扱い説明）			
		2	確認申請用CDE運営者用マニュアルによる内部研修			
大規模サンプルモデル	11	1	Archicad 意匠モデル BIM申請図面・設計者チェックリスト作成			
		2	パラメータ整理			
支援ツールへのフィードバック	12	1	BLCJサンプルモデルへのフィードバック			
		2	参考テンプレートへのフィードバック			
		3	ソフトウェア毎の読み替え表へのフィードバック			

※確認申請用CDEマニュアルは、以下の3種類を想定
①一般ユーザマニュアル ②管理者ユーザマニュアル ③CDE 運営者マニュアル

【参考】 将来のBIMデータ審査の開始等に向けた実施項目と工程（案）

成果(案)			2025年度	2026年度
「BIMデータ審査」の ビュー審査における要 求仕様の策定	ビュー審査の詳細な検討・整理			
	ビュー審査環境の整備スケジュール策定			
	ビュー審査に用いる一般BIMモデルの策定			
	ビュー審査に必要な審査方法・要求仕様の策定①※項目を選定して実施			
	ビュー審査に必要なIFCデータの要件・ルール（素案）等の策定①※項目を選定して実施			
	デジタル審査の詳細な検討・整理			
	デジタル審査のPOC開発による課題抽出			
	BIMデータ審査の法文データの構造化に関する検討			
「BIMデータ審査」に 対応した 確認申請用CDE	IFC及びCDE仕様の検討			
	CDEビューイン グ機能の製造 およびプロト タイプCDE試作 ※	プロトタイプ用審査項 目・審査方法の明確化		
		プロトタイプの試作		
		機能の実装・拡張に向 けた検討（継続）		
	デジタル審査における審査補助機能の実装に 向けた検討			

年度の成果の
とりまとめ・
報告書作成

年度の成果の
とりまとめ・
報告書作成